法律顧問契約書

(ライトコース・月払い)

(甲)

- (乙) 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
- 第1条 甲は乙に対し、甲の業務に関して法律上の助言を与える事務(以下、 法律事務といいます)を委託し、乙はこれを受託します。
- 第2条 この契約でいう「法律事務」とは次のとおりです。
 - ① 当事務所での対面による法律相談、電話・web 会議システム・ファックス・電子メールによる法律相談を、1ヶ月につき1時間まで無料で行います。
 - ※ 1時間を超えた場合、10分1,500円のご相談料がかかります。
 - ※ ファックス・電子メールによるご相談については、回答作成 に要した時間がご相談時間になります。
 - ② 「グリーンリーフ便り」の送信(毎月)
- 第3条 甲は乙に対し、顧問料として月額金<u>10,000円</u>(税別)を、 毎月末日限り翌月分を振込み(三井住友銀行大宮支店・普通預金・口 座番号7453376・弁護士法人グリーンリーフ法律事務所名義) もしくは、口座振替の方法により支払います。
- 第4条 甲が乙に対し、第2条に定める「法律事務」の範囲を超えて法律 上の処理を委任する時は、第3条に定める顧問料のほかに、甲は、乙 所定の報酬及び費用を支払います。
- 第5条 本契約の有効期間は、令和●年●●月●●日より 令和●年●● 月末日までとし、甲または乙の申し出がない時は、当然に更新される ものとします。更新後の契約期間は1年とします。
- 第6条 顧問料のお支払いが3ヶ月分ないときは、本契約は当然解除となります。

令和●年●●月●●日

(甲) 所在地 TEL・FAX メールアト・レス 会社名

印

(乙) 埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目38番地1 KDX大宮ビル6階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所 TEL (048) 649-4631 FAX (048) 649-4632 代表者 弁護士 森 田 茂 夫 印